

令和3年葉山町議会第4回定例会提出議案

- 議案 47 令和3年度葉山町一般会計補正予算（第5号）
- 48 令和3年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 49 令和3年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 50 令和3年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 51 令和3年度葉山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 52 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 53 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 54 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり

令和3年度12月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	10,845,525	139,299	10,984,824	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,376,834	△ 792	3,376,042
	後 期 高 齢 者 医 療	1,141,505	△ 1,073	1,140,432
	介 護 保 険	3,103,208	△ 12	3,103,196
	小 計	7,621,547	△ 1,877	7,619,670
下水道事業会計	2,768,559	22,430	2,790,989	
合 計	21,235,631	159,852	21,395,483	

1 一般会計

(1) 歳入

- 国庫支出金
 - ・ 保育対策総合支援事業費補助金 12,966 千円
 - ・ 疾病予防対策事業費等補助金 1,061 千円
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 8,482 千円
- 県支出金
 - ・ 有害鳥獣捕獲奨励補助金 120 千円
- 繰入金
 - ・ 公共公益施設整備基金繰入金 12,511 千円
- 町債
 - ・ 臨時財政対策債 104,159 千円

(2) 歳出

- 職員給与費等（3特別会計分を含む） 6,725 千円
 - 給料、職員手当等の変動に伴う更正増
- 基金積立金
 - ・ 公共公益施設整備基金積立金 90,000 千円
- 神奈川県町村情報システム共同事業負担金の更正増
 - ・ 健(検)診結果の利活用に向けた情報の標準化に要するシステム改修経費 1,777 千円

・新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る体制整備 (システム改修・接種券アウトソーシング業務)に要する経費	6,204 千円
➤ 民間事業所が行う小規模保育事業所の開設に要する経費 の一部に対し、補助金を交付する。	14,587 千円
➤ イノシシ捕獲実施者に対し、奨励金を支給する。	120 千円
➤ クリーンセンターの再整備工事に伴う、事務所機能の一時 的な福祉文化会館への移転に要する経費	1,842 千円
➤ 都市計画道路「五ッ合森戸線」用地を購入する。	12,511 千円
➤ 令和4年4月1日付け新採用消防職員に係る被服及び装 備品等の購入	1,604 千円
➤ 予備費 (歳入歳出額の調整)	3,929 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

➤ 一般会計繰入金 (職員給与費等繰入金)	△792 千円
-----------------------	---------

(2) 歳出

➤ 職員給与費等の更正減	△792 千円
➤ 過年度分保険料還付金の更正増	600 千円
➤ 予備費 (歳入歳出額の調整)	△600 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

➤ 一般会計繰入金 (職員給与費等繰入金)	△1,073 千円
-----------------------	-----------

(2) 歳出

➤ 職員給与費の更正減	△1,073 千円
-------------	-----------

4 介護保険特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） △12 千円

(2) 歳出

- 職員給与費等の更正増 △12 千円

5 下水道事業会計

- 職員給与費の更正増 3,277 千円
- 浄化センター各種施設に係る修繕 19,153 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,357,980	49.4		5,357,980	48.8
地 方 譲 与 税	58,951	0.5		58,951	0.5
利 子 割 交 付 金	3,000	0.0		3,000	0.0
配 当 割 交 付 金	30,000	0.3		30,000	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000	0.3		28,000	0.3
法 人 事 業 税 交 付 金	23,000	0.2		23,000	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金	500,000	4.6		500,000	4.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.1		14,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	87,526	0.8		87,526	0.8
地 方 交 付 税	781,325	7.2		781,325	7.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	51,068	0.5		51,068	0.5
使 用 料 及 び 手 数 料	188,063	1.7		188,063	1.7
国 庫 支 出 金	1,184,039	10.9	22,509	1,206,548	11.0
県 支 出 金	747,411	6.9	120	747,531	6.8
財 産 収 入	5,964	0.1		5,964	0.1
寄 附 金	40,500	0.4		40,500	0.4
繰 入 金	344,285	3.2	12,511	356,796	3.2
繰 越 金	613,293	5.7		613,293	5.6
諸 収 入	71,019	0.7		71,019	0.6
町 債	704,100	6.5	104,159	808,259	7.4
合 計	10,845,525	100.0	139,299	10,984,824	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	175,244	1.6	△ 100	175,144	1.6
総 務 費	1,660,595	15.3	113,396	1,773,991	16.1
民 生 費	3,980,505	36.7	△ 4,210	3,976,295	36.2
衛 生 費	1,479,454	13.6	10,139	1,489,593	13.6
農 林 水 産 業 費	84,149	0.8	769	84,918	0.8
商 工 費	115,079	1.1	871	115,950	1.1
土 木 費	1,237,863	11.4	17,254	1,255,117	11.4
消 防 費	622,323	5.7	△ 3,190	619,133	5.6
教 育 費	919,822	8.5	441	920,263	8.4
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	524,204	4.8		524,204	4.8
諸 支 出 金	104	0.0		104	0.0
予 備 費	45,183	0.4	3,929	49,112	0.4
合 計	10,845,525	100.0	139,299	10,984,824	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

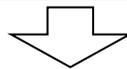
1 趣 旨

令和 3 年 8 月 10 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末手当についての改正を行うこととした。

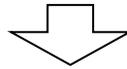
2 内 容

一般職の職員、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当について、令和 3 年 12 月期及び令和 4 年度以降の支給率を、次のとおり改正することとした。

		一般職の職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
現 行	6 月期	1. 275 月	0. 95 月	0. 725 月	0. 45 月	1. 675 月
	12 月期	1. 275 月	0. 95 月	0. 725 月	0. 45 月	1. 675 月
	計	2. 55 月	1. 9 月	1. 45 月	0. 9 月	3. 35 月
	年間計	4. 45 月		2. 35 月		3. 35 月



令和 3 年 12 月 適 1 用 日		一般職の職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
令和 3 年 12 月 適 1 用 日	6 月期	1. 275 月	0. 95 月	0. 725 月	0. 45 月	1. 675 月
	12 月期	1. 125 月	0. 95 月	0. 625 月	0. 45 月	1. 575 月
	計	2. 4 月	1. 9 月	1. 35 月	0. 9 月	3. 25 月
	年間計	4. 3 月		2. 25 月		3. 25 月



令和 4 年 4 月 施 1 行 日		一般職の職員		再任用職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当
令和 4 年 4 月 施 1 行 日	6 月期	1. 2 月	0. 95 月	0. 675 月	0. 45 月	1. 625 月
	12 月期	1. 2 月	0. 95 月	0. 675 月	0. 45 月	1. 625 月
	計	2. 4 月	1. 9 月	1. 35 月	0. 9 月	3. 25 月
	年間計	4. 3 月		2. 25 月		3. 25 月

3 施行期日

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の期末手当の改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		公布日施行		令和 4 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2. 225 月	⇒	2. 225 月	⇒	2. 15 月
12 月期	2. 225 月		2. 075 月		2. 15 月
年間計	4. 45 月		4. 3 月		4. 3 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金（以下「傷病手当金」という。）の支給対象となる期間を延長するため、所要の改正を行うこととした。

2 内容

傷病手当金の支給対象となる期間を令和4年3月31日まで延長することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。